

令和3年6月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年6月2日（水）14時
- 2 場 所 中間市役所本館4階第1委員会室
- 3 出席者 教育長 片平慎一
教育委員 河本直子、衛藤修身、佐野正靖、太田かおり
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 船津喜久男
学校教育課長 松永嘉伸
学校指導課長 森 秀輔
教育施設課長 北原鉄也
生涯学習課長 米満孝智
学校指導課課長補佐 掛橋賢議
生涯学習課課長補佐 田代磯政
学校教育課教育総務係長 野中康伸
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

定例教育委員会議事日程

令和3年6月2日（水）14時00分

- 1 令和3年4月定例教育委員会の議事録の承認
令和3年5月定例教育委員会の議事録の承認

- 2 報告事項
 - (1) 令和3年6月学校教育行事及び社会教育施設行事について
 - (2) 中間市いじめ防止基本方針の改定について
 - (3) 第3回中間市学校施設再編基本計画策定委員会の開催日時等について
 - (4) 市長・市議会議員選挙及び令和3年6月定例市議会について
 - (5) 聖火点火セレモニーについて

- 3 協議事項
 - (1) 令和3年7月定例教育委員会の日程について

- 4 議決事項
 - 第24号議案 中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について
 - 第25号議案 中間市学校運営協議会委員の任命について

[開会時刻：14時00分]

船津教育部長	令和3年6月定例教育委員会を開催いたします。
片平教育長	まず、令和3年4月定例教育委員会の議事録と併せまして、5月の定例教育委員会の議事録の承認をお願いいたします。 よろしいでしょうか。
教育委員	《承認》
片平教育長	承認ということで進めさせていただきます。 報告事項に入ります。 まず、令和3年6月学校教育行事及び社会教育施設行事について、学校教育行事から説明をお願いします。森課長、お願いします。
森学校教育課長	6月の学校教育行事について、ご説明いたします。最初に、共通行事についてです。 2日と22日にミドルリーダー養成講座が行われます。これは教育センターで行われるもので、2日の学校経営参画の講座は、東小学校・中間小学校からそれぞれ2名の教員が、それから22日の特別支援教育にかかる講座は、東小学校から1名、学びのアップデートの講座は、中間中学校・南中学校からそれぞれ1名ずつの教員が参加します。 7日の授業力ステップアップ講座、これは教育事務所主催の講座になりますが、これについても市内から4名の教員が自らの希望で参加することになっております。 福岡県道徳教育地域指導者研修会は東小学校から1名の教員が希望して参加します。市内の各学校の教員が、大変意欲的に研修に参加をしています。 15日は福岡県学力調査が行われます。これは対象が小学校5年生、中学校1・2年生となっています。次年度の全国学力学習状況調査に向けた実情の把握、それから今後の取組の改善の為に行的られるものでございます。 22日に教頭特別支援教育研修会が行われますが、これはコロナ禍を受けて、動画視聴という形で開催されます。 25日の小中合同授業力向上研修会ですが、この研修会は学校指導課の所管研修です。市内で授業力の高い教師の公開授業を参観し、『わかる

授業』づくりについて協議することで、より質の高い授業を広げていこうというものでございます。対象は、小中学校教務主任、小学校研究主任、授業が国語科でございますので、中学校国語科教員が参加をいたします。公開授業については、東小学校の山隈教諭の授業を参観することになっております。ただし、感染状況等がございますので、人数も多いために実施方法については検討しているところでございます。

30日には、これも学校指導課所管研修ですが、中間市初任者研修の中の人権教育研修、それから中間市在職1年教員人権教育研修、これは合同の研修になりますが、実施をします。

続いて、各学校の行事です。

底井野小学校では、25日漢字検定が行われます。これは底井野小学校独自の漢字力定着のための取組で年間3回実施され、第1回目です。

東小学校では、5年SGタイムというのが、5回ほど予定されていますが、これは5年生を対象とした習熟度別学習指導となっています。福岡県学力調査が行われますので、それを子供たちの1つの目標として集中して取り組んでいこうとするものでございます。

中間小学校では、11日に、雪印メグミルク出前授業が行われます。これは雪印の事業を活用し1年生を対象に食についての学習指導を行うというものでございます。それから23日の交通安全教室は折尾警察署の協力を得て行われるということです。

北小学校では、5日に北校区での防災訓練が予定されていましたが、これについてはコロナ禍を受けて規模を縮小し、授業参観等も合わせて行う予定でしたが、今回は取り止めて、3時間の通常授業を行うということで、防災については改めて計画をされるということです。

南小学校では、10・24・30日に世界遺産キッズアカデミー講座が入っています。これは、県と北九州市と中間市、大牟田市の連携事業でありまして、それぞれの市から1校ずつ参加して各地域の明治の産業革命遺産について、オンラインで一緒に学ぶというものでございます。この3回の講座のあと、11月18日に合同の学習発表会が行われる予定ということです。

中間中学校では、11～17日まで、NSタイムという時間が設定されています。これは、中間中学校の定期考査前に行われる取組として、定期考査のポイントとなる部分について重点的に学習する時間として設定されております。

また南中学校では、4～5日に修学旅行が予定されておりました。昨年度、

2年生で行けなかった行事の延期分でしたが、今回緊急事態宣言の延長を受け、7月に延期し日帰りで実施するというので、また修正をされております。以上です。

片平教育長

ただいま学校教育行事について説明がございましたが、それにつきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。衛藤教育委員お願いします。

衛藤教育委員

30日の中間市初任者研修会と在職1年目教員研修会です。定例教育委員会の中で、本年度の初任者につきましては、中学校が7名、小学校が7名ということで14名入っているということ聞いておりますし、昨年度は、小中併せて8名の職員が初任者として入っています。その方が今年1年目ということになると、合計で全員参加すれば22名ということですが、その22名が一緒になって人権教育の研修をされるとなると、コロナの関係で配慮されているとは思いますが、どのように配慮されているのかお尋ねします。

それから、北小学校の17日の性の健康と権利に関する教育、これにつきましてはどのような内容で対象学年はどの学年か、そしてどこが計画され、主幹はどこなのかということをお尋ねします。

また、南小学校の世界遺産キッズアカデミー講座の対象学年等が分かりましたら教えていただきたいです。

最後に底井野小学校と北小学校が家庭学習強化週間というのを設けています。私が理解している分は、中学校の期末考査の期間中に小中合わせて家庭学習の習慣化を身に付けようということで、小学校も家庭学習強化週間を設けると、総合教育会議の中で説明をいただきましたが、今回は入っていないので、コロナ禍を考慮されてなのか、何らかの理由があったことだろうと思いますので、もしそのことがお分かりになったら、教えていただきたいです。以上です。

片平教育長

ただいま衛藤教育委員から、4点ご質問がございましたが、それについて、森課長回答をお願いします。

森学校指導課長

30日の人権教育研修でございますが、在職1年人権教育研修会の対象者は、本市の学校での勤務が1年目の教員になっております。昨年度の初任者は昨年度すでに受講しております。今回の参加人数は、初任者研修と在職1年人権教育研修合わせて27名となっております。これにつ

いては、会議室を2部屋つなげて確保しています。定員80名に対して27名が受講ということで、定員の50%以下で、換気を十分にしながら、間隔を十分にとって行うように計画をしております。

続きまして、北小学校の17日、性の健康と権利に関する教育についてですが、これは福岡県教育委員会の事業を受けて、講師を派遣していただき実施することです。対象学年は5・6年生で、性に関する捉え方とか男女の社会的な立場であるとか、それからそれぞれの特性等について学ぶ機会として設定されております。

それから、南小学校の世界遺産のキッズアカデミー講座ですが、対象学年は5年生となっております。今回の各説明を聞いて、それから調べ学習等を行って、11月に発表を行うという流れで、全てオンラインで行われるということです。

最後に、家庭学習強化週間についてです。これは、期末考査に合わせて各中学校区で実施されるものですが、東小学校、中間小学校、南小学校、西小学校については、2学期と3学期の2回計画と当初からなっております。底井野小と北小学校については、年間3回、各学期1回ずつということで、そもそも計画回数が違っておまして、このようになっております。以上です。

片平教育長

他にございませんでしょうか。

それでは、社会教育施設行事に入りたいと思います。社会教育施設行事の説明をお願いします。米満課長お願いします。

米満生涯学習課長

緊急事態宣言の期間が6月20日まで延長されたことに伴いまして、6月分の行事は中止または延期となっております。6月9日は図書館で行事があります。ブックスタートにつきましては、保健センターで13時から行われます。本に親しむきっかけ作りとして7ヶ月児を対象に本を渡します。対象者は30名となっております。以上です。

片平教育長

説明ございましたが、それについてご質問等ございませんでしょうか。衛藤教育委員、お願いします。

衛藤教育委員

延期の分は分かりますが、中止の分について、例えば、生涯学習センターの「人間・中村哲さんから学んだこと」は中止と書いてありますが、延期ではなくて、これに代わる講座はないということですか。

米満生涯学習課長	講師の日程が取れなかったということで、中止という形で延期はございません。
片平教育長	それでは、続きまして、2点目の中間市いじめ防止基本方針の改定についてです。森課長説明をお願いいたします。
森学校指導課長	<p>本市では、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づいて、平成27年に「中間市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。各学校においても、学校ごとにいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止のための取組を推進してきております。その後、いじめ防止対策推進法の一部改定、福岡県のいじめ防止基本方針の改定などが行われました。それらを踏まえ、また改めて各学校の取組を集約しつつ、この間のいじめ防止のための成果と課題を踏まえて、本市のいじめ防止基本方針を見直し、改定を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>内容の概略をご説明します。全体を4つの章で構成しております。1章では、いじめの定義や方針、基本理念等を示しております。2章では、市の施策、3章では、学校の施策を示し、4章では、起こってはなりません、重大事態への対応をまとめております。基本的には、これまでに各学校、本市で取り組んできました内容から大きくは変わるものではございません。これまで学校で取り組んできたいじめ防止の取組をしっかりと継承し、また改善していくものとして、本基本方針に基づいたいじめ防止の取り組みを徹底し、子供たちが安心して過ごせる学校作りを推進していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
片平教育長	<p>ただいま、中間市いじめ防止基本方針についての改訂版ということで、今回改定したということですが、それについて、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>衛藤教育委員お願いします。</p>
衛藤教育委員	<p>前回の分と比べて非常に丁寧に、内容についても整理されて書いているので、学校は非常に助かると思っています。ただ、前回の分は教育委員会の基本方針をひな型にして、学校の基本方針を作るというパターンになっていましたが、今回はそういうパターンになっていないようです。この中から抜粋して学校が基本方針を作らなければならないということで、出来ればひな型のようなものを学校に提示していただ</p>

ければ、学校は助かるのではないかと思います。

5月を「いじめ防止啓発月間」とすると書かれておりますので、毎年5月をいじめ防止を中心に何か印象付ける取組をされるのだらうと思いますが、現時点でどのようなことを考えているのか教えてください。

片平教育長

まず、学校に対するひな型というのは、前回初めて国が防止法を作りました。市教委はいじめ基本方針というものについての作成は努力義務で、学校については必ず作成しなくてはならないものです。そこで、学校がゼロから作るのは非常に難しいだろうということで、中間市が国・県の基本方針を基にひな形を作成して、それを元に学校が作成しやすいようにしました。ただ今回は、その基本方針に息を吹き込むとか、命を吹き込むことが大事だと考え、学校が国のいじめ防止対策推進法や国・県・市の基本方針等をしっかり読み込んで、学校は何ができるのか、子供たちがどういじめに対して向きあっていくのか、またより安全な学校に安心して来られるようにしなくてはならないというところで、前回作った分をしっかりと見直しながら作っていきうということで、ひな型という形ではなく、そういった意気込みを持って私としては作成していただきたいです。

本当に、この基本方針等については、作って終わりという考え方があってはいけません。作って終わりではなく、作ってそれをどう学校の教育活動に生かすかというところが非常に大事なことだと思います。だから、文言が云々というよりも、どう子供たちに生かされて一人一人が大事にされる学校づくりができているのかという視点で、作っていただきたいと私自身感じています。

森学校指導課
長

いじめ防止啓発月間についてですが、まず、各学校において、道徳科または特別活動等の時間を活用しまして、いじめを取り扱った授業を実施してもらいたいと考えております。また、学校通信または学級通信等でもいじめに対する取組を保護者へも発信していただいて、学校の取組を家庭に知らせていただきたいと思っています。それからその月間につきまして広報担当と協議しながら、市全体にも地域にもその取組を広めていきたいと考えております。本年度は、5月がもう過ぎてしまいましたので、今年度に限りまして、夏休みが明けた9月に実施して、啓発等々を行っていきたいと思っています。

衛藤教育委員	<p>警察に相談するというのが項目の中にあります。いじめの加害児童生徒に対する対応ということで、警察に通報、あるいは相談するという項目を挙げられているのですが、内容によってはやむを得ず警察等に通報をするというのはあると思います。いわゆる判断の仕方が、学校が判断する場合と加害者生徒の保護者が判断する場合と違いが出てきて、親から見たらなぜ警察まで通報しないといけないのかという、加害者の意見が出てくると思います。学校としては通報すべきと思っても、いじめでわざわざ警察に通報するのですかと、加害者生徒の保護者等で、もしかしたらそのような意見が出るかもしれないと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。</p>
森学校指導課長	<p>まずは、警察に通報することが前提ではありません。本指針の中で大きな改定のポイントとなるのが、関係機関等との連携というところで、弁護士また警察等、学校では処理できない部分がありますので、まずはいわゆる通報が必要な案件なのかどうか相談して、協力を仰ぐところも必要と考えています。その上で、どうしても警察に通報が必要であるという判断に至った場合には、当然、加害者本人及び保護者に対しては、出来る限り丁寧な説明を行い、十分な理解を得る中で行っていきます。</p> <p>それから情報を適切に管理し、不用意にこれが広がることで、2次的な加害者側の被害が生まれないように配慮することも重要なことと考えています。</p> <p>さらに警察案件となりました場合には、加害者本人に対してもスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行いながら、しっかりと精神面でのケアをしていくということも忘れてはならないと考えております。</p>
衛藤教育委員	<p>私も学校現場にいたときに、加害者生徒の保護者は、自分の子ばかりが悪いのではないと、相手も悪いのにと発想が出てきます。なぜ自分の子だけ警察にということになり兼ねないので、その対応で学校の取組がスムーズに進まないという状況になれば、学校も大変だろうと思います。その辺りの配慮と保護者に対する説明というのが非常に大事な部分だと思います。</p>
片平教育長	<p>いじめについては、いじめた方が悪いのです。いじめられる方には何ら責任はありません。これは大前提です。そして国・県の方針等を見</p>

たら、今森課長が言ったように、警察に連絡をなさいとなっています。いじめ事案があった場合には、警察に連絡・相談してくださいという文言があるのです。これはなぜかと言うと、それだけいじめというのは大変なことなのですよ、命まで奪うようなものなのですよ、そこを意識してくださいということで、わざわざ国にも書いてありますし県にも書いてあります。やはり中間市もこのような形で書いて、ある意味では躊躇しないで相談をなさい、学校だけで事を終わらせて、もっともつと見えないところでいじめが発展してしまうといったことにならないように、様々な力を使っていじめをなくしましょうといった意識をみんなで持ちましょう、子供達、保護者にそれは理解してもらいましょうという形で出ていると思っています。

衛藤教育委員

児童生徒に対しては、加害者生徒に自分がいつなるかも分からない、あるいは被害者生徒にいつなるか分からないということで、そのための人権に対する考え方をきちんと指導されていますから、子供は分かると思います。ところが親は、そのような意識改革が残念ながらできていないのではないのでしょうか。自分の子ばかりが攻められなくても良いのでは、という親がいるのではないのでしょうか。意識改革のできている方もいれば、そうではない方もいます。子供が帰って親に伝える時に、相手の不利なところは伝えるけれども、自分の不利なところは残念ながら伝えない時があると思います。自分の不利なところを親に伝えないことで、親はそれを丸呑みしてしまいます。子供の言い分では、自分の子は悪いことはありませんというようになってしまいます。そこで、保護者と学校の考え方のずれが生じてくることがありますので、そこが難しいだろうと思います。

片平教育長

そういったところを踏まえて、教育のプロとして、教師として、そこはしっかり指導することが、第2のいじめを生まないということに繋がります。
他によろしいでしょうか。河本教育委員お願いします。

河本教育委員

旭川で最近、明らかに誰もが聞いても、いじめと分かるものを学校側がいじめではなかったということがネットで騒がれています。けれども、そういった中で中間市がこれだけいじめに深く取り組むということは、とても素晴らしいことだと思います。市全体でこのいじめに取り組んでいきたいということを感じているのですが、「学校と家庭、

地域ぐるみで対応する体制の構築」と書かれています。これもとても素晴らしいことだと思いますが、ただ1つ心配なのは、いじめられている子の親は、意外といじめられているということを隠したがるのではないのでしょうか。私はそここのところを親がもう少ししっかりと、恥ずかしいという気持ちを親が持ってしまうと、それは子供に伝わってしまい、子供が本当に立ち直れなくなりますので、そのような気持ちは取り払ってほしいのですが、これを知った時にいじめられた親が協力してくれるのか、どのようなやり方をされるのか心配になったので、その辺をお聞かせください。

それと学校側にいじめがあるのは当たり前のもので、いじめが多い少ないということでは評価しないということを書いていましたけれど、それもとても大切なことだと思います。それで評価されることによって、学校側はどうしても教育委員会などに隠してしまう体質ができやすい、いまだにいじめをいじめと認めていないところがあるというのが、とても不思議な気がします。そのようなことに繋がっていきますので、徹底していただきたいと思います。

それから、もう1つは、学校いじめ防止基本方針策定への考え方の中に、「児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する」とあります。これはとても良い事だと思います。やはりいじめというのは、子供たち同士で話し合わせて解決することが大切だと思います。なかなかそれが難しいとは思いますが、過去にこういう事例があったのでしょうか。この辺も子供たちにそのような教育を普段から行っていてほしいと思いました。

片平教育長

1点目の地域ぐるみでということですが、やはり地域の中で子供たちの様子を見て、おかしいなと思ったら学校に連絡してほしいとか、民生委員さんをはじめ、そういった方々と連携をして、学校の中で起こるいじめは教員がを見つけやすいのですが、地域で起こるいじめとか、いじめというよりも悪ふざけなのかいじめなのか分からないが、でも何かいじめみたいだ、そのようなことでも学校に連絡していただいたら、もっとその子供の状況が分かって早めに指導ができるのではないかと、ここに書かせていただいております。

また、2点目のいじめの数が多かった学校は評価が落ちるのではないかと、いじめ件数といじめの認知件数を取り違えてい

ます。あれはあくまでもいじめの認知件数、認知した件数です。要するにここにあるいじめというのは、昔のいじめと違って少し人間関係がこじれたというところもいじめでカウントしています。そういったところまで、いじめとして認知しました、要するに発見しました、見つけましたと、アンケートなり、観察なり、子供たちの情報なり、そういったことで認知するというのはすごいことです。先生たちは子供たちを良く観ています。そのような件数を挙げるということは、この学校はいじめが多い学校ではなくて、いじめに至るまでの認知、要するにもっと厳しいいじめにつながる前からしっかり観て把握して、それをいじめととらえて、指導していますという件数です。その件数が多かったから、教育委員会から怒られるのではないかとか、悪く評価されるのではないかとか思っている学校が多いようです。いじめの認知件数が多いほど、それはしっかり認知して指導した件数だということで、そういった評価を良い評価をするということで、随分学校にも指導しています。いじめ件数と言って、この学校はいじめが多いと言われてしまいますけど、そうではないですよということを皆さんに学校にお知らせする、または地域の方にもお知らせすることは大事なことはないかと思えます。

それから最後の子供同士でというのは、これは学級活動なので、私が教員をしているとき、そういった居づらい教室になっていないかなと問題提起している子供とか、帰りの会やの学活などで、この子の様子が少しおかしいというところを子供の口から言って、そして様々なことを子供同士で考えさせる、その子の気持ちになってとか、または1つの例で言うと、ロールレタリングという手法を使ったり、また構成的グループエンカウンターという手法を活用したりして、子供たちに相手の気持ちになって考えること、体験させることを通していじめをなくす、いじめを生まない相手を大切にする、そのような教育を進めています。

河本教育委員

いじめに群集心理みたいなのが加わると本当にひどくなっていきます。だから、1人でもいじめられているその子に対して、話しかけてあげる子がいると、随分変わっていきます。いじめている側の群集心理も崩れてくるので、いじめられている子に対して、話しかける勇気を持ってもらうような教育もしていただきたいです。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導に際しては細心の注意

を払うとありますが、これもとても大切なことです。私はずっと子供たちを観てきて、いじめが起こる学級もいっぱい見てきましたが、担任がどのように扱うかによって、収束するかしないか、本当にその差は大きいです。だから先生たちに対する教育と言いますか、担任に対してそのような教育を徹底していただきたいと思います。

片平教育長

子供の失敗を先生が笑ったり、からかったり、学校でもたまにあります。それを周りの子供たちが、それで良いと思ってしまう。大人のレベルではそれはいけないことだと分かりますが、子供たちは分からないことがあります。

河本教育委員

いじめの子は、強いと思います。先生もその子を恐れて、先生もその子にへつらうというか、変に立てるというか、そういうことが起きると本当にいじめが酷くなっていくので、先生方がその辺を、気を付けて見守っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

片平教育長

森課長、学校への指導をよろしく願いします。
他によろしいでしょうか。衛藤教育委員お願いします。

衛藤教育委員

この中で大事なことが抜けていると私が個人的に思っているのは、いじめられた子供の事後の追跡調査、いじめられた子供は完全に立ち直っているのか、まだいじめを抱えながらトラウマが進んでいないのか、あるいはトラウマが進んでいないけど、学校が面白くないと感じていないのか、様々な子供の気持ちの変化が残っていると思います。その追跡がこの中で抜けているので、例えば、トラウマになっている子供がいれば、その子のトラウマをどう治してあげるのか、検証作業がいると思います。私は追跡調査と検証を入れるべきだと思います。今回改めて学校で作られるのであれば、そのことは大事にしてほしいので、校長会議等があった時に、ご説明をしていただければありがたいと思います。

片平教育長

そのとおりです。文科省の生徒指導調査で、いじめの発生、認知件数、いじめがあった場合のその後解消しましたかというのがあります。その解消は何をもって解消とするのか、そこをしっかりとこの中に入れないといけないのではないかと思います。そこら辺をしっかりと何ヶ月間経過を観て、そして言われたとおり検証して、やはりここで初めてい

じめの解消となります。学校にすぐに来られるようになったからとか、学校にいじめの現状が見えなくなったからとか、それは解消とは言いません。それを解消というから、ごまかしたらごまかせると思ってしまう。しっかりそういう何ヶ月か、そして文科省から出ている解消は、こういう状態になった時に解消ですということをしっかりと中間市のいじめ防止基本方針にも入れて、検証しながら解消ということをはっきりさせることが大事です。

衛藤教育委員 学校の教育指導計画を見たら、現象が見えなくなったまでの取組は書いてあります。見えなくなった後が大事ですが、そのことが抜けています。そのことを今後入れるようお願いできたらと思います。

片平教育長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。
太田教育委員お願いします。

太田教育委員 良い教育は良い学級から生まれると思います。いじめは絶対的に悪いので、各学級でいじめを早期に発見していく、担任の先生の負担はすごく大きいと思いますが、いじめを発見したときにその度合いによっては、その担任の先生1人で抱えるのではなくて、学年であったり、学校であったり、先生自身が1人で抱え込まずに、チームで解決してもらえると良いというのがまず1つあります。それと、子供達や保護者にもいじめが悪いということを日ごろから認識してもらっておく必要があると思います。例えば学校で起こっているいじめについて、加害者側、被害者側のどちらの保護者も気付いていないこともあったりすると思います。その際には、学校の先生が、保護者へ事前に情報を提供する、家庭とも連携を取りながら先生と保護者と子供という三位一体となって常に教育を行っていき、いじめ対策をしていただけると良いのではないかと思います。自浄作用と言いますか、学級の中で何かいじめが起こっているときに非常に勇気がいることですが、それを先生にそつと言える子供の勇気、そういうのを歓迎するというのを常に伝えておいて、伝えてきてくれた子どもを守る、絶対にその子が逆にいじめられたりしないように守ってあげるといった強さも教員に必要だと思います。そういう自浄作用が働くような学級作りを日ごろからしていただけると良いと思います。良い教育は良い学級からということで、学級の雰囲気良ければ、学校も良くなるし、中間市全体の教育は今とても良いですが、さらに良くなると思います。い

じめをする側は、やはり絶対に悪いです。しかし、いじめる側にも様々な家庭環境で問題行動を起こしてしまう背景があることが多々あると思います。良く耳を傾けて、問題行動を起こした子をただ叱るだけではなくて、同じ行動を繰り返さないような、そういう配慮があると、いじめた側も反省してより良くなるのではないかと思います。

片平教育長

学級の集団づくりは非常に大事なことです。それこそ、一人一人が大切にされる学級づくりとか、子供たちの心を耕す学級づくりがあります。その辺がしっかりできていなければ、いじめが発生すると思います。いじめを発生させないようにと防止しようと思ったら、まず学級集団づくり、これは仲間づくりで、これが非常に大事です。そして心を育てるところ、今は往々にして学力を学力をとという方向に向いているところもあります。でもやはり学力を上げるのも、心を育てないと上がらないですし、学級をしっかり作って自浄作用というか、お互いに励まし合って、勉強やスポーツを頑張っていこうという集団を作らないと何もできないですし、学校の良さがなくなります。学校というのは、そういった集団の中で、人間関係で嫌なこともあります、それをどう乗り越えていくか、辛いこともあります、それを様々な力を借りながら乗り越えていく、それが学校・集団の良さですが、今思うのはコロナで、ウェブで授業があっているのもそれでは育たない、学級に一人一人の集団があって初めて心が育っていくと思います。ただ単に勉強を教えておけば良いというのが学校ではありません。やはり集団で一人一人が大事にされて、集団の中でどう生きていくか、それが大事だと思います。

佐野教育委員よろしいでしょうか。

佐野教育委員

今、西日本新聞に毎週日曜日に載っている記事があります。いわゆる障がい者と一緒の教育、いわゆる性差だけではなく、その人の個性を理解して、そして助け合って、一緒に学んでいくクラスの記事がありました。先日、東小学校の入学式に行った時に、校長先生が特別支援学級の新1年生もいるとおっしゃっていました。新1年生が集団生活の中で、様々な子供がいるということを知り、子供たちも認識して助け合えるチャンスと捉えていただいて、様々な個性を大事にする教育を、それぞれの学校で、学校の特色を持っていただけたらと思っております。

片平教育長	<p>ありがとうございます。他によろしいでしょうか。</p> <p>いじめに対して、教育委員会もしっかり考えて子供たちが本当にここは楽しい、友達がいて良かったというような学校づくりをしていきたいと思っていますので、様々なご意見をいただいて本当にありがとうございます。</p>
衛藤教育委員	<p>学級づくりで、先生たちをお願いしていただきたいことは、自分にとって良きライバルを作って欲しい、そういう学級を育てて欲しいということです。良きライバルとは、学力にとっても、助け合うことにとっても、そういう関係を作って欲しいということをおっしゃっていただければと思います。この子とこの子は良きライバルがいるけど、学級の中にライバルの見えない子供が現実にいると思います。</p>
片平教育長	<p>ありがとうございます。それでは、次のその他ですが、ございませんでしょうか。北原課長お願いします。</p>
北原教育施設課長	<p>それでは、教育施設課から第3回中間市学校施設再編基本計画策定委員会の開催日時等について、ご報告させていただきます。</p> <p>第3回会議を、6月28日月曜日の午後4時15分から、市役所別館3階特別会議室にて開催する予定としております。</p> <p>当該会議の内容につきましては、次回7月定例教育委員会において、ご報告させていただきます。以上でございます。</p>
片平教育長	<p>よろしいでしょうか。船津部長お願いします。</p>
船津教育部長	<p>報告事項でございます。5月20・21日の両日におきまして、6月の定例市議会が開催されております。この中で、教育委員会に関することで、学校のデジタルトランスフォーメーションを進める意見書の採択をしたいということで提案がありました。一部反対はございましたが採択をされまして、国・政府に提言をされるということになりました。</p> <p>それから6月13日、市長・市議会議員選挙が行われます。中間市内の6小学校全ての体育館を投票場としてお借りします。以上でございます。</p>
片平教育長	<p>他によろしいでしょうか。米満課長お願いします。</p>

米満生涯学習課長	緊急事態宣言に伴い、5月12日県内全域において、聖火リレーは公道での実施に変えて、セレブレーション会場で無観客の点火セレモニーを行いました。中間市のランナーにつきましては、関門海峡ミュージアムイベント広場でトーチに灯して、聖火をつないでいております。以上です。
片平教育長	それでは、協議事項に入ります。 7月定例教育委員会の日程について松永課長お願いします。
松永学校教育課長	7月定例教育委員会の日程につきましては、7月6日火曜日午前10時を予定いたしております。ご協議お願いします。
片平教育長	7月6日火曜日の午前10時でございますが、よろしいでしょうか。
教育委員	《了承》
片平教育長	よろしくお願いいたします。 その他、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、議決事項に入ります。 第24号議案 中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について松永課長説明をお願いします。
松永学校教育課長	中間市教育委員会点検評価委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。点検評価委員会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき毎年教育行政事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、議会に報告書を提出することとされているものでございます。現在2名の方に委員の委嘱をいたしているところではありますが、この度3月31日に1名が任期満了となりましたので、次の任命期間につきまして委員を提案するものでございます。この度、委員に委嘱したい方は、樋口 稔様でございます。樋口様は、令和2年度まで点検評価委員会委員として委嘱されておられた方であり、引き続き本市教育委員会の点検評価委員としてふさわしい方と思われま。任期につきましては、令和5年3月31日までとするものであります。このことにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項及び中間市教育委員会事務委任規

則第2条第6号の規定により委員会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

片平教育長 再任ということですが、よろしいでしょうか。

教育委員 <<了承>>

片平教育長 それでは、第25号議案 中間市学校運営協議会委員の任命について森課長説明をお願いします。

森学校指導課長 中間市学校運営協議会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項及び中間市学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第8条の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。中間市学校運営協議会委員については、各小学校5名を上限に保護者や地域住民等の内から教育委員会が任命するとなっております。この度、各小学校から5名を上限として委員が選出されましたので、その任命について議決いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

片平教育長 中間市学校運営協議会委員の任命について、よろしいでしょうか。衛藤教育委員をお願いします。

衛藤教育委員 4月の定例教育委員会の中で出されたものが具体的に名前を挙げられて、今回提案されています。中間市学校運営協議会は、「5名の中で会長又は副会長を置く」というのがありました。今選ばれた5名の中で会長又は副会長を決めますが、学校側の校長先生が会長になれる場合が多いのだらうと思っております。そうすると、校長先生が会長になったら、「会長がこの会議を招集する」と書かれていますので、校長先生が招集するので、招集するための事務をする事務局のようなものがあるのだらうと思っております。委員の中のどなたかが、事務局を引き受けるというのが、この会議の筋だと思っておりますので、学校の中で教頭先生と校長先生と一緒に入られているところは、教頭先生が事務局を担うということで良いと思っておりますが、校長先生のみのところがあるので、そうすると事務局を委員に入っていない人に任せるわけにはいかないので、その辺りはどのように考えられているのかお尋ねします。これは要望ですが、委員に保護者や学校関係者等の8の立場の人がお

られます。それぞれがどういう立場の人かということ、この名簿に記載していただければ分かりますので、今後は記載していただけたらと思います。

片平教育長

森課長お願いします。

森学校指導課長

1点目の会長、副会長の選出に伴う事務局としての教頭の位置付けでございます。この学校運営協議会の組織について、先進地域がございますので、本市では情報収集をしてまいりました。組織の趣旨等も踏まえると、校長ではなく学校外の方が会長としてより適任ではないかというところで、多くの地域では、そのような選出がされています。校長は副会長という位置付けが多いようですので、本市においてもその方向で、学校とも話をしていきたいと思っております。会長には、地域または外部の方をお願いしたいと思っております。そして教頭の位置付けについてですが、5名の中で例えば2名、校長、教頭が学校から出るとなりますと、地域、外部の方が3名ということになります。外部の様々な声を学校運営に反映させていくという観点から申しますと、どうなのかという部分もでございます。教頭は校長の補佐をするという学校内での位置付けがありますので、事務局として動くということになると考えております。そして組織の趣旨として、地域の声を学校の中に良い方向で位置付けていくという観点からも、教頭を委員という立場ではなく、事務局として位置付けていくことを検討していきたいと考えております。まずはスタートさせるというところで、教頭の位置付けもまちまちになっていますが、その辺も学校と協議しながら、それぞれの組織と協議しながら、より良い方向を確定させていきたいと考えております。

それから、各委員さんの属性についての標記ですが、今後そのように改めてまいりたいと思います。以上です。

衛藤教育委員

新しくこのような会議を今年からスタートされますが、例えば学校でどういう事項や学校行事等についてこの会議が開かれるのか、具体的に分かりましたら教えてください。

また、この会議を持つためには、前回出されました、運営委員会の要綱第15条に委員については必要な研修を行うとありますので、どのような研修を考えられているのか、分かりましたら教えてください。

片平教育長

ただいま2点質問がございましたが、森課長お願いします。

森学校指導課長

内容でございますが、学校運営に関しまして、地域、外部からの声を学校運営に反映させていくというところで、校長の学校経営方針がそれに対する取組について意見を申し述べる、その結果、学校の経営としてそれを生かしていくというところが1つございます。また、その取組に対する点検評価を一緒に行っていく部分もあります。

それから、各地域と学校が共同して行う事業・活動等がありますので、分かりやすいところと言えば、バザーであるとか、学校のお祭りであるとか、今はコロナ禍で難しいですが、そのような各事業についての実行委員的な動きも想定をされています。

研修については、現在コロナ禍ということで、集合研修は難しい状況ですので、まずは校長、教頭にこの組織についての理解を深めるための研修を行いたいと思っております。これについては、校長会議、教頭会議の時間を活用しまして、しっかりと共通理解を図っていきたいと思っております。併せて感染状況等を見極める必要はございますが、学校外部の各委員に対しても、この制度についての理解を深める研修や、学校に入る場面も多くなると思われますので、その際の心構えや人権面の配慮等についての研修などを行いたいと思います。

衛藤教育委員

基本的には、文科省が言っているチーム学校というスタイルを整えていくということでしょうか。

森学校指導課長

はい。方向としてはそのように考えています。

衛藤教育委員

分かりました。

片平教育長

私が考えているのは、これは非常に良い取組だと思いますし、まず学校教育活動のプレゼンテーションを校長にさせていただきたいです。このような学校を作りたい、こういう教育方針で行きたいというところを分かりやすくプレゼンテーションをして、そしてその委員からまた、周りに流していただくと、そういったところからスタートしていくのが大事だと思っております。

学校教育活動のプレゼンテーションをする中で、様々な意見をいただ

いて、どんどん発展させていく活動を担っていただいたら素晴らしいし、素敵な学校ができると思います。

衛藤教育委員 私が思っているのは、今まで学校のことについては学校に任せるとい
う形で保護者が一定の距離を保っていました。しかし、そうではなく、
これからは共に学校を作っていきましょうというスタイルに組み替
えると、そのために学校がこういう活動をしますということを前もっ
て説明して、保護者はそれで良いですかと、保護者の意見を取り入れ
ながら、学校を変えていくと、あるいは学校が地域のものとしてなっ
ていくという形のものだろうと思っています。それで、親も一緒に教
育に参画してくださいという立場をとられるものと思っています。

片平教育長 そういったところもあります。よく言われるのは、地域も学校をお手
伝いしたいと、学校に入って何かお手伝いしたい、でも、何をして良
いか分からない、何をお手伝いできるか分からない、だから学校運営
協議会を立ち上げて、このような活動をしている、その時にこのよう
な手が足りない、このようなことで困っているとか、そうしたら手伝
いましょうと、ここに良い人材がいますとか、この人に私から声をか
けてみましょうとか、そういったことを、地域ができる参画ではな
いかと思います。そういったところを目指してできれば良いかと思っ
ております。

衛藤教育委員 今、学校改革をしようと思ってボランティアを導入されていますし、
地域の人を持っている様々な力を借りながら学校が動いていますか
ら、それをプラス思考にしていくということが大事なことだろうと思
います。どのように進むか分かりませんが、私は地域と一緒に学校を
創っていこうという新しいスタイルの学校ができるということが大
変楽しみにしています。

片平教育長 それでは第25号議案の中間市学校運営協議会委員は、このメンバー
ということでしょうか。

教育委員 <<了承>>

片平教育長 他に何かございますでしょうか。
それでは、令和3年6月定例教育委員会をこれで終わります。

[閉会時刻：15時15分]

令和 3 年 7 月 6 日

教育委員 衛藤 修身

教育委員 河本 直子